平成２０年度　第４回　新潟市地域包括支援センター運営協議会　議事概要

日　時：　平成20年12月25日（木）午後１時30分～

場　所：　新潟市役所　本館３階　302会議室

（出席委員（五十音順））

岩橋康夫委員　加藤智章会長　上村和雄委員　神成康一委員　木滑孝一委員

高橋フミエ委員　土田孝子委員　仁多見浩委員　藤本綾子委員　細道奈穂子委員

堀田利雄委員　松島欣子委員　山田豊委員　吉田淳子委員　渡邊英昭委員

（事務局）

高橋課長（高齢介護課）　佐藤課長補佐（高齢介護課）　藤野係長（高齢介護課）

星野主査（高齢介護課）

次　第

１　開　会

○　欠席は石原美由紀委員，齋藤忠雄副会長，樋熊紀雄委員，本間友能委員，築取多喜子委員。

○　会議録の作成について承認あり。

２　議　事

（加藤会長）

それでは議事の１番目，「平成21年度以降の地域包括支援センター受託法人の選定について」ということですが，その前に会議の進め方について一つ確認させていただきたいと思います。これは，次第にございますように，公開を予定しております具体的な評価や選考の基準についての件でございますが，公開で協議することによって，今後，適正な競争性や選考の際の審議に支障をきたす恐れがありますので，新潟市附属機関等の会議の公開に関する指針第３条第２項に基づいて，（４）の評価，選考基準の議事から会議を非公開といたしまして，傍聴人及び利害関係人から退席いただき審議をしていきたいと思います。

したがいまして，議事の３番目までは公開で説明させていただきますが，４番目につきましては，今ほどのような事情から傍聴の方々，利害関係人からご退席いただくということで進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは，そのように進めさせていただきます。

それでは，議事の（１）に戻りまして，平成21年度以降の地域包括支援センターの受託法人の選定につきまして，事務局からご説明をお願いいたします。

（高橋高齢介護課長）

年末のお忙しい中お集まりいただきまして，ありがとうございます。それでは，事前配付いたしました資料１についてご説明をいたします。

最初に「１番評価の実施及び受託法人の選定について」です。先回の12月３日の第３回において，基本的な実施方向について確認をさせていただきましたが，ここでまた改めて確認をさせていただきたいという趣旨でございます。二つありまして，まず，既存の地域包括支援センター26箇所の選定についてでございます。支援の継続性を担保するために，一定期間，委託法人が継続する必要があるだろうということで，以下の４項目を踏まえまして受託法人の選定を行いたいと思います。

まず，１点目は，現在の受託法人に対しまして，平成21年度以降も受託継続するのかどうかという意向確認で，これについては先週16日から19日にかけまして確認をさせていただいたところです。

２番目は，継続して受託を希望する場合において，今年度から実施するセンターの運営状況の評価を利用しまして，この運営協議会において継続受託について問題がない運営状況かどうか確認をいただきまして，平成21年度委託を継続させたいというものでございます。この評価については，後ほど２番目の地域包括センターの運営状況評価についてのところで確認をさせていただきたいと思っております。

３番目ですが，この評価については，今後，毎年度事業報告後に実施しまして，センターの業務改善，指導などに活かしていきたいと考えております。

４番目については，この意向確認によりまして，受託を希望しない圏域の包括センターにつきましては，新規の圏域と同様に，公募により選定をさせていただきたいという趣旨でございます。

次に新圏域（関屋，白新圏域）及び継続受託の意向のない圏域の地域包括支援センターでございます。この選定にやり方につきましては，制度発足時，平成17年度に実施したやり方と同様に，公募により選定を実施したいというものでございます。

新規に受託を希望する法人については，受託後に適切な業務運営が期待できるか，法人の経営内容，運営計画，設置予定事務所やこれまでの介護サービスの事業実績などについて評価いたしまして，一定水準以上であることをもって条件とさせていただきたいと考えており，その法人に選定について，この運営協議会において実施させていただきたいと思います。

次年度以降については，当然，既存センターと同様の形になりますので，運営状況については，評価を実施していきたいと考えております。

以上，受託法人の選定についての考え方についてご説明申し上げました。

（加藤会長）

ありがとうございました。今のご説明につきまして，質問，意見等はございますか。受託継続の意向調査は，皆さん継続という理解でよろしいのでしょうか。

（高橋高齢介護課長）

後ほど，公募要領のところに詳細が出てきますし，非公開の場でそのあたりのご事情もお話しさせていただこうと思います。

（細道委員）

確認なのですが，どうしても新潟市は地域包括支援センターを全部委託という形になるのですね。その辺が，私は納得がずっとできていなかったのですが，ほかの市町村では，市町村でやっているところもありますよね。新潟市は最初から全部委託ということでやっておりますが，今回も１箇所増えるということもありますし，市で一つやるということは，お考えの中に全くないのでしょうか。そのあたりを確認させてください。

（高橋高齢介護課長）

在介センターから委託でやっており，この地域包括支援センターについてもやはり直営ではなく委託という選択肢をもって，今現在実施してきております。ここで直営ということであれば，それなりの人材も確保せざるを得ないという部分もありますし，そういった面では，やはり専門性の高い事業所に受託していただくという考えが，現状では１番いいだろうということで，現在では直営という考えは持っておりません。

（加藤会長）

よろしいですか。ほかにございませんか。

それでは，受託法人の選定につきましてはご質問がないようですので，続きまして議事の２番目に移りたいと思います。２番目は，地域包括支援センターの運営状況の評価についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

（高橋高齢介護課長）

それでは議事の２番目でございます。ここでは資料１の２番，「地域包括支援センターの運営状況評価について」と２ページの３番，「公募による地域包括支援センターの評価方法について」の二つをご説明申し上げます。その関連といたしまして資料ですが，２番目は既存のセンターの業務評価表資料４でございますが，これは後ほどの説明の中で併せて説明をさせていただきたいと思いますし，３番の公募による評価方法につきましては，資料３の公募要領（案）というものについてはこの場で説明させていただきたいと思います。資料順番が若干前後いたしますが，よろしくお願いしたいと思います。

それでは，資料１，１ページ目の２番，「地域包括支援センターの運営状況評価について」ということでございます。これにつきましては，各法人の自己評価及び事務局，ここでは「区」という表現が出ていますが，こちらについては「事務局による」ということで訂正をお願いしたいと思いますが，各法人を自己評価と事務局により，毎年度，評価を実施しまして，市の地域包括支援センター運営協議会へ報告したいということ

でございます。今回はこの評価を実施しまして，次年度以降の継続というものについても，判断材料にも併せてやっていきたいというものでございます。

（2）の評価項目でございますが，「事業計画書」，「事業報告書」での報告様式に基づきまして以下の項目で評価を実施するものでございます。１点目は，運営体制，２点目は総合相談支援業務，３点目は権利擁護業務，４点目が包括的・継続的ケアマネジメント業務，５番目が介護予防事業に関する介護予防ケアマネジメント業務，６番目が地域での他機関との連携，実際の活動の状況でございます。その６項目で大分けしまして評価をしたいということです。

２ページ目（3）ですが，評価表，評点の算出につきましては，評価表，別添「新潟市地域包括支援センター業務評価表」により実施するということです。これが先ほど申し上げました事前配付させていただきました資料４でございます。それぞれの評点の算出については，法人による自己評価に３倍，市事務局による評価には７倍をそれぞれ行いまして，総合点で算出するということでございます。これについては，具体的に非公開の場でご説明を申し上げる予定になっております。

３番目については評価の実施により，法人及び市の包括支援センターの運営業務に対する改善に活かしていくということでございます。平成21年度以降の委託については，業務の継続性が求められるということで，この運営協議会の場で上記評価を利用して，一定水準以上の評価が得られた法人を受託法人とさせていただくということになっております。この一定水準以上については，選考基準になりますので，非公開の場でお示ししたいと思っております。なお，この地域包括支援センター運営協議会において選考会議ということで別途決定するものでございます。

それでは，恐れ入りますが資料４の業務評価表をご覧いただきたいと思います。Ａ４横でございます。左側の表側にローマ数字で運営体制，総合相談支援業務，権利擁護業務，包括的・継続的ケアマネジメント業務，そして介護予防ケアマネジメント業務，地域での他機関連携ということで，先ほどお示しした項目に沿った形になっております。

運営体制におきましては，地域包括支援センターの業務の推進体制ということで，全部で５項目掲げさせていただいております。一つずつ，目標項目と評価の基準というものをそれぞれ記載させていただいております。目標項目五つについては，事業計画が適切に作成されているかということで，市の作成において指示した内容によって事業計画が作成されていれば，これは標準の３ということでございます。これについて，さらに活動目標，内容が具体的に記載されている場合については，その内容に応じまして４ないし５という形になっております。

目標項目２については，事業報告が適切に作成されているかということでございます。これについて，市の指示した内容で方向付けがなされ，さらに実績や状況が明記されていれば，評価が４ないし５だろうと思っております。

目標項目３については，三職種の連携が適切に行われているだろうということで，相談記録等のファイル保安場所が共有されて，情報の共有化が適切にできていれば標準の３，あるいはさらに定期的なミーティング，支援内容についても共有されていれば，内容によって４ないし５となります。

目標項目４の個人情報の取り扱いを適切に行っているかという項目につきましては，当然ながらマニュアルにある個人情報保護に関する事項に沿って行われていれば標準の３，さらに内部職員の研修，法人内の実施状況確認，個人情報保護管理に努めていれば，評価を高めていくという内容です。

目標項目５については，職員の資質向上に対する取り組み，研修の部分ですが，原則，私どもが機会を設定している研修について参加していれば標準の３ですし，包括独自の取り組み，あるいは法人独自の取り組みがされているような場合については，評価を高めたいというものでございます。

２ページ目でございますが，２番目の総合相談支援業務体制ということで，ワンストップサービスの拠点の役割が適切に実施されているということです。支援センターのＰＲ，ネットワークからの相談，住民からの相談，こちらの相談延べ件数が増加していれば，標準の３ということですし，さらに関係機関との継続した実施している場合や，地域の高齢者が参加する場に出向くという実態把握に努めている場合については，評価を高めたいと思っております。

目標項目７については，継続的，専門的相談支援を適切に行っているという項目で，相談者の状況把握，個々の支援方針，支援内容を検討し，適切なサービスや制度につなげていく，また記録があるというものについては，標準だろうと思っていますし，そういったそれぞれの役割が具体的に記載されていれば，４ないし５と考えています。

権利擁業務体制です。権利擁護の啓発を適切に行っているという項目ですが，権利擁護に関する既存のパンフレット，マニュアルを使用した地域での啓発の場を持ったことが１回でもあるということで，これについては標準の３。さらに，このチラシの作成を独自で行っている場合や，内容・回数が多い場合については，評価を高めたいと思っています。

目標項目９については，高齢者虐待の対応，関係機関と連携し支援を行うための適切な体制が整っているかということで，職員間の協力体制あるいは休日・夜間対応の24時間の連絡体制が整っているということ，ここについて標準としまして，さらに体制が具体的になっているほかにも周知を行っている場合について評価をしたいというものでございます。

次に３ページ目ですが４番として，ケアマネジャーの個別支援と相談業務でございますが，地域のケアマネに対する個別支援を適切に行っているということで，評価の基準については１から８までありまして，それぞれの項目に該当が５項目あった場合については，標準の３，これが６項目あれば４，７項目以上あれば，これについては５と考えているところでございます。

次の包括的・継続的ケアマネジメント体制構築業務につきましても，評価の部分として８項目掲げさせていただきまして，上記と同じように５項目の場合は３，６項目は４，７項目以上あれば５という評価に設定いたしております。

最後に４ページでございます。６番目で特定高齢者に関するケアマネジメント業務でございます。特定高齢者の介護予防の実践について適切な支援を行っているということで，こちらについても１項目から６項目の項目を評価の基準といたしまして，４項目該当した場合には３，５項目の場合には４，６項目全部該当したものについては５といたしました。

最後に７番，地域での包括支援ネットワークの構築でございます。総合相談，包括的・継続的支援のための圏域のネットワーク構築とその活用をすすめているという部分でございますが，こちらについては今回，差し替えをお願いしましたけれども，差し替えにもかかわらず誤りがありますが，評価の基準の１から８まで項目を掲げております。こちらについて５項目該当した場合については３ということ，６項目以上該当という表現になっていますが，これは６項目ということで「以上」の部分の削除をお願いしたいと思います。６項目該当した場合については４，７項目以上該当した場合については５として，評価の基準を作成させていただいたところでございます。

とりあえず，ここで一旦，既存の地域包括支援センターの評価の部分とその業務評価表についてご説明しまして，今後については，また意見をいただいた後に，またご説明をさせていただこうと思っております。

（加藤会長）

ありがとうございます。資料１の２地域包括支援センターの運営状況評価についての（1）から（3）まで，それと資料４に基づく説明でございました。ここまでの点につきまして，何か質問がございましたら，お願いいたします。

（岩橋委員）

４，５，６の項目なのですが，業務評価表の評価の基準のところで，該当項目がいくつ以上は３とか４とかなっているのですが，こういう事例がここのところで１点でもあれば，それに該当するという考えでしょうか。それとも，日常的にそういうことを実施しているということが要件なのか，その辺はどうなのでしょうか。

（佐藤課長補佐）

これは何から持ってきたかといいますと，新潟市で地域包括支援センターのマニュアルがございますので，こちらの項目の中で，こういう業務についてはこのような形で実施してくださいという形で，包括にお示しをしているところであります。ただ，非常に業務自体が広範囲に及びますし，個別のケースごとにいろいろな対応がございます。それでこれはこうしなさいと，ここまでこうしないとだめなのですというようなケースによっていろいろな場合がございますので，ある程度いろいろな事例に対応した項目を示させていただいて，その中で一個一個の重さ，実は重さも若干みんな違ってまいりますが，まずは主観的な部分について自己評価をやって，それが本当に主として求めているものに合っているのかどうなのか，その辺を市の事務局で確認させていただくという形になっていますので，中にはやっていればいいというものもございますし，きちんとやっていればいい，これは必ず大体ということはないと思うのですが，やはり項目によっては若干程度というものが違っていると。業務上，一律に評価できない部分もございますので，その辺は自己評価と市の評価，市の担当，それから事務局の評価，その辺で対応するような，非常に分かりにくいのですが，そういう形で考えています。

（渡邊委員）

この評価が相当重要な位置づけになっているということが今回よく分かったのですが，単なるどの程度活動しているのかとか，そういったことを判断する以上に，継続してやれる資質があるのかどうかという判断というところの材料になるみたいで，非常に重要な位置づけだと思うのですが，大変恐縮ですが，その重要なわりには，逆にいうと少しさらっと概略的なとらえ方をしているのではないかと。自己評価を点数に繰り入れることが果たしていいのかという，例えばいろいろなことをやっているのか，やっていないか。やっています，やっていませんとか，例えば施設系の特養系ですとか，有料ですと，定期的に実地指導ですとか，監査がございます。そのときの事前のチェックのやり方のときは，あくまでもそういう書類が揃っていますよとか，やっていますよということでの事前のチェックであって，その中身について，善し悪しは施設側がやるのではなく，実地指導する県ないし市の方が見られてチェックするという仕組みになっていると思うのですが，その辺で自己評価ですから，あまくなったり逆に辛くもなったりするということで，それを点数にまで反映させてしまうと，少し混乱が生ずるのかという感じがしているのです。参考意見かもしれませんけれども。

（佐藤課長補佐）

実は，この自己評価も総得点の中に入れるという考え方なのですが，もともとはこの評価については，先ほど少しご説明いたしましたが，国で定められているマニュアルを基に，新潟市でもマニュアルを設定させていただいております。それで，例えば権利擁護の関係であれば，非常にどこまでが到達点なのかというものがない分，評価しづらいところがたくさんありますので，どこまでまずやっているかという自己評価だけをやっていく。先日のこの会議でも，自己評価の評価表を１回，提示したことがあったわけですけれども，あのようなかたちでやっているところも実際ございます。あと，市が監査みたいな形で評価をしているということですが，この方式をとっているのは，実は東京都の中野区でして，これはいいのではないかということで採用させてもらったのですが，基本的には，実際に事業をやっている側で常に意識しながら実施しなければいけないという部分がございますので，それで自己評価をまずやっていただいたうえで市の評価を実施する。当然，市が委託しているわけですから，市の方が最終的には評価をしなければいけないわけなので，それを基準としては重くすることとしております。

包括の方には非常にいろいろな仕事があります。この包括的支援業務のほかに，介護予防の支援事業所としての位置づけもあるということで，地域とのかかわりの中では，地域によっては置かれている現状が相当違います。包括自体の規模の大きさも全部違っているので，一律には評価がしづらいという部分もございまし，市の方も，全部の包括が日々どういう形で運営しているかということは，本当はそこまで評価できれば一番いいとは思うのですが，そこまで細かくはなかなかできない状況です。ですので，きちんとうちではやっているということを表していただいたうえで，もし市の評価と違えばどこが違うのか，その辺を確認するために自己評価の点数も入れさせていただいております。いい加減な評価をしてくださいという意味ではな

くて，そのような趣旨から自己評価も加えさせていただいております。

（加藤会長）

ありがとうございました。つまり，全国的にこのパターンでやっているというわけではないということですね。

（佐藤課長補佐）

そうです。

（加藤会長）

渡邊先生がおっしゃるように，自己評価が入っていることはおかしいということも成り立つかもしれないですけれども，逆にいえば，うちはこんなにやっているのになぜ市の評価はこんなに低いのかという，そこで一つ対決行動もいいのではないかと私は思います。

（渡邊委員）

よく分かります。きちんとやっていることをまず自己チェックするということで，逆にいいますと評価基準にのっとって日常を管理しているという実体かと思います。いろいろなものを整備してあるかないか。それがチェックになるから，日常もそれにのっとって仕事をしていると。私の独自な考えかもしれないのですが，施設系ですとまずチェック項目といいますか自己評価表がありまして，10から11ページぐらいなのですが行数もびっしりありまして，多分，この20倍ぐらいの項目がざっと出ているような内容になっていますけれども，地域包括の施設ではまたやることが違いますのでその内容はどうかというところもありますが，いずれにしても漠然としたものでやっているという感じだと。かえって混乱を招くのかなとも思いました。より具体的にやっているかやっていないか，あるいはそれによって総合評価として自己評価はどうなのだ，というところでなるべく評価というものは具体的に項目を挙げてやっていったらいかがかなと思います。そうでないと，感情とか感覚的なものでやることとなると，後で公平性を欠くことの原因になるのではないかという感じがしています。

（佐藤課長補佐）

例えば介護保険施設の監査であれば，基準が非常に細かく設定されておりまして，それがちゃんと実施されているかチェックしていくという仕組みになっているものでして，先ほども申し上げましたように，今現在，例えば圏域自体の大きさが違ったり特定高齢者の数が違う中で，同じ基準で全部チェックしていると，目一杯やっているところも，この部分では低くなるとかというところ，今現在ですけれども，たくさん出てくるのではないかと思います。今後，業務のもう少し細かい基準をきちんと作って，これで永遠に評価していくということではございません。そこはもっと細かい内容にしていきたいと考えています。

（渡邊委員）

そうしますと，この脇に指針的なものがあって，これらを一つずつある程度やっているから，ではここは丸だよというような，評価にあたっての指針みたいなものがあると解釈してよろしいでしょうか。

（佐藤課長補佐）

指針という名称ではございませんが，報告書とか計画書の部分をきちんとやって記載してくださいというマニュアルみたいなものを事前にお渡しして，その辺を基準にこちらの報告を選定させていただきました。

（加藤会長）

これは恐らく，100％客観的な基準というものはつくれないかと思うのです。対象の人間の数も違うし，面積も違ってくるということになると，それで評価ということになると，客観的には恐らく無理なので，なかなか難しいところがあるのかなと思っています。

（佐藤課長補佐）

施設ですと最低基準の人員がきちんと定められているわけですけれども，包括の場合はアバウトで，高齢者が 3,000人から 6,000人の場合，１職種ずつ置くというような基準になっておりますので，その部分で施設の基準とは，少し同じようなかたちでは今現在は比較できないのかなと思っています。

（加藤会長）

具体的な数字がないので少し抽象的な議論ということでもありますが，今，いろいろ補足などありましたけれども，この自己評価３割と市の評価７割という形は中野区のモデルだということは，今初めて聞きましたが，私も斬新でおもしろいかなと思っています。もしほかにご質問なければ，次に進みたいと思いますが，よろしいでしょうか。それでは事務局の方で続きをお願いいたします。

（高橋高齢介護課長）

２ページの３番の公募による地域包括支援センターの評価方法についてでございますが，こちらを説明させていただきます。併せまして，ここでは資料３の公募要領（案）という部分についてもご説明を申し上げます。

はじめに公募による地域包括支援センターの評価方法です。１番の評価内容です。受託を希望する場合においては，受託法人の経営内容，運営計画，配置予定事務所やこれまでの介護サービス事業の実績などを踏まえ，適切な業務運営が期待できるか評価するものでございます。その方法と評価項目でございますが，評価方法につきましては，地域包括支援センター委託候補法人の選考方法（案）により実施しますということで，こちらについてはこのあとの議事のところ，事前配付の資料２でお話をさせていただきたいと思ってお

ります。

評価項目につきましては，新潟市地域包括支援センター公募要領の資料３にございますが，応募事業者から書類を提出いただき，事務局によるヒアリング，さらに要領に規定しております応募資格を確認し，以下の項目を評価したうえで受託候補者を選定するものでございます。ここでは５項目，法人の経営状況，介護サービス提供の実績，事業計画書の内容，職員の配置予定，設置予定事務所の利便性を挙げてございます。具体的なものにつきましては,後ほどの非公開の場で評価表をご提示させていただきたいと考えております。さらに評価表と評点の算出については，記載のとおりでございまして，各項目の点数を合計したうえで，この運営協議会と選考会議において，別途決定するものでございます。

候補法人の選定については，応募が単体の場合，ここでは具体的な点数はお示ししていませんが，何点以上の法人を候補法人として選定しますということで，選定基準については，のちほど検討させていただきたいと思っております。

候補法人が複数の場合，総合点数により順位づけをおこないます。当然ながら応募が単体の場合の最低基準をクリアする必要があると考えております。

３ページ目の（５）ですが，応募のない又は候補者の選定されない圏域が万が一生じた場合につきましては，下記の順で対応したいと考えております。他の圏域での下位の候補者へ受託の意向を確認し，希望のある場合には該当圏域においても運営する能力が期待できることを確認したうえで，運営協議会で協議して候補者にできることとすること。

また，上記の候補者がいない場合については，適切な対応案を運営協議会で協議するということで，一つはもう一回再公募する，あるいは適当な法人と随意契約をすると。それでも見つからなかった場合については，一定期間隣接圏域のセンターに兼務をお願いするなど，考えられる対応方法を取って，空白圏域あるいは空白期間を生じさせないよう考えていく必要があるだろうということでございます。

具体的なスケジュール案ですが，来年１月早々公募手続きを開始しまして，中旬に応募法人に対する説明会，２月上旬を提出期限といたしまして，中旬ぐらいに運営協議会，いわゆる選定委員会を開いたうえで決定し，２月下旬から引継等開設準備に入っていただくというように思っております。

それと並行しまして，既存の地域包括支援センターの評価についても行いながら，運営協議会の方でも協議をさせていただいて，決定をしていただくということになっております。

それでは，具体的な資料３の公募要領（案）でございますが，こちらについて簡単にご説明をさせていただきたいと思います。委託期間については，平成21年４月１日から平成24年３月31日までの３年間を予定しています。契約については単年度ごとの契約とさせていただきます。ただし，受託者の方が定められた事項を遵守しない場合については，この運営協議会に諮ったうえで期間の満了を待たずに契約を解除することがございます。募集圏域については中央区の関屋・白新中学校の新圏域，並びに今回の意向確認をした結果としまして南区の２圏域が辞退の意思を示しています。

応募要件でございますが，（１）から（３）の要件すべて満たすことということで，まず（１）の応募資格でございます。こちらについては,応募圏域内に地域包括支援センターを設置してくださいというものです。

さらに，新潟市内において平成21年１月１日現在，介護サービスを提供する事務所・事業所を有しており，３年以上の介護保険サービスの提供実績があること，地方自治法施行令第 167条の４で，これは入札の際の欠格状況ですがこちらに該当しない法人であること，さらに新潟市建設工事請負業者等指名停止要領に基づく指名停止の措置に該当しない法人，さらに直近１年間の税の滞納がないこと，役員の中に破産者や禁固以上の刑に処せられた者がいないこと，当然のことながら会社更生法及び民事再生法等の手続きをしている法人でないこと，さらにいわゆる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと，これらを応募資格としてございます。

２番目の人員配置ですが，国の示す基準に従いまして３職種（保健師，社会福祉士及び主任介護支援専門員）を配置することを基本といたします。但し，３職種に代えてその職種に準ずる者，こちらについては別途お示ししたいと考えていますが，そのような者を配置してもよいものということでございます。参考ですが，今回の公募圏域において，現在の平成20年度の基準に照らし合わせた配置人数については記載のとおりとなっております。これについての配置予定職員数については，説明会において提示させていただくという予定になっております。

（３）は設備でございます。事務室，相談室，会議室を有している，併設の場合については地域包括支援センターの事務スペースとは分離し，さらに書類保管庫についても分離しておくこと，建物入口周辺も含めて，高齢者に配慮した建物設備であること，私ども市関係者が巡回指導を行う場合についての書類確認，面接調査のスペースを確保しておくこと，パソコンを常備しメールアドレスを取得することということで，私どものシステムと連携をとる必要があるということです。

この（１）から（３）の部分を応募要件とさせていただきます。なお，（４）については，応募の抹消になりますが，これについては受付後，①から⑤のいずれかの項目に該当した場合について選定審査の対象から除外しますよというものでございます。これについては記載のとおりです。

６番が業務内容ということで，これについては今までお話申し上げたとおりの業務内容でございます。事業運営にかかる費用についても，具体的なものについては１月の説明会でお話しさせていただきたいということで，参考までですが，平成20年度基準での委託料の概算数字をそれぞれの圏域においてお示しさせていただきます。同時に指定の介護予防支援事業，介護報酬による部分についての実績見込みというものについても，ここで記載しています。なお，具体的な平成21年度の報酬については，新潟市の予算案が市議会にて可決後まではまだ確定しないので，あくまでも予定というものでございます。

４ページ目については，応募の提出書類でございます。①から⑯まで，それぞれ記載させていただいておりますし，それぞれの様式については資料として提出させていただいた部分でございます。（２）については事前質問ということで，こちらはＦＡＸで受け付ける予定でございます。（３）の公募説明というものを開催いたしまして，こちらに出席を義務づけたいと思っております。応募の要件としては，この説明会に出席する必要があるということにさせていただきます。書類の提出場所は高齢介護課になります。提出期間・提出方法については，まだ具体的な日程は決めさせていただいていませんが，直接持参ということで考えております。

９番目の選考についてでございますが，それぞれ評価を行って，候補法人を選定していくというものでございます。選定基準については，網掛けの部分でございますが，法人の経営状況，介護サービス等の事業実績，事業計画等，職員配置計画，事務所の設置計画ということで，配点については後ほどで述べますが，実際にそれで了承をいただけるのであれば，ここに配点を記載していこうというものでございます。

その他ですが，応募の圏域において選考の結果，候補法人がないという場合については，市内の他の圏域の候補法人に委託する場合があること，候補１位の法人については職員研修を受講すること，要領に定めがない場合については新潟市の指示によるものといたします。

結果の通知につきましては，この運営協議会による選考を行った後，速やかに郵送するということにさせていただきます。

（加藤会長）

ありがとうございました。ただ今，公募による地域包括支援センターの評価方法についてと，併せて公募要領についてご説明いただきました。これについても，一部議事の４番目で具体的な数字等が入り込むことになりますが，その前段としまして今のご説明につきまして，何か質問，ご意見がございましたらお願いいたします。

ございませんようですので，一応，この方向性については了解したということで，議題の３番目に移らせていただきます。３番目は，地域包括支援センター委託候補法人の選考方法についてです。

（高橋高齢介護課長）

この議事においては，資料２でご説明申し上げたいと思いますのでご覧ください。選考方法，進め方の案でございます。新潟市地域包括支援センター委託候補法人の選考方法（案）でございます。

１番目，運営協議会における選考会議の運営方法です。原則として会議は非公開とさせていただきます。利害関係者の選考会議への出席は停止ということにさせていただきます。その利害関係人の範囲は，応募法人の役員及び従業員とさせていただきます。事務局で各委員確認したうえで，選考会議の開催案内の際に通知をさせていただく予定としておりますし，本日の会議においても，後ほど非公開となりますのでご協力をお願いしたいと思います。

選考会議において使用する資料については，具体的に応募法人名を明記させていただきます。圏域ごとの応募法人数，応募案の概要，選考過程等の経緯については，候補法人の決定後に公表ということにさせていただきます。それまでについては非公開にさせていただきます。

２番目ですが，公募による委託候補法人の選考方法，選定基準でございますが，先ほど申し上げた部分とダブるところもありますが，選考方法については，選定基準に基づく評点方式とさせていただきます。応募案ごとに，後ほどご議論いただきます選定基準により，事務局で評点評価表の案を作成させていただきます。その作成した評点評価表（案）に基づきまして，この運営協議会で評点評価表の確定を行わせていただくということです。この評点評価表の案については，当日配付とさせていただきます。なお，応募者から提出の

ありました応募書類の委員への配付につきましては，法人情報，個人情報も多数ありますし，情報保護，総配付量の問題もありますので，各委員の事前の配付が難しいものでございます。当日選定の際にポイントとなる情報を抜粋したものを配付させていただきまして，その他については，必要に応じて会議の中で閲覧をいただきたいと考えております。

事務局が作成しました評点評価表（案）の説明について質疑を行って，運営協議会で評価をいただきながら，評点評価表を確定させていただくものでございます。その意見を集約したもので確定した評点評価の得点が高いものから，候補法人の順番とさせていただきたいと思います。最終的には運営協議会で決定するというものでございます。なお，同点の場合については，評価表を参考にしながら，委員会によって多数決で決定をさせていただきたいと思います。

なお，公募法人のない圏域の対応についてでございますが，下位の候補者への受託の意向を確認しながら，運営協議会へ協議する順番について以下のとおりとさせていただきたいということです。順位については，当該圏域に同一区内で隣接する圏域の候補法人，①で複数候補法人があった場合については，順位の上位の法人，③番目は当該圏域に隣接していない評点の高い候補法人ということで，空白圏域の出ないような工夫をさせていただきたいと思います。

次に３番目については，継続の受託候補法人の選考方法，既存の地域包括支援センターについてでございますが，これについては先ほどの業務評価表に基づく法人及び事務局による運営に係る評価についての報告を受けて，各委員による質疑，意見，内容の修正提案等ののち，確定を行います。そして，運営協議会において，確定後の評点評価内容によって継続候補法人の選定を行うものでございます。候補法人の最低基準点及び継続条件等を決定させていただきたいと思っております。基準点以上の委託候補法人の決定及び改善，指導内容の確認や基準点以下の法人に対する方針の協議や決定についても運営協議会で相談させていただきたいと考えているところでございます。以上が選考方法の案でございます。

（加藤会長）

今，ご説明いただきました点について，何か質問，ご意見ございませんでしょうか。これは，基本的に１回で決めるという話になりますでしょうか。

（高橋高齢介護課長）

恐らく時間的なものを考えると１回で決着をつけたいのですが，進行状況によってはという部分もあるかと思いますが，その際，皆さんの日程が組めるかどうかということがケースとして考えられる，難しい部分があるのではないかと思っています。

（加藤会長）

資料は会議後回収するという文言は入れておく必要はないのですか。それが気になりましたけれども。

（高橋高齢介護課長）

一般的には選考が終わりましたら，その部分については回収をさせていただきます。ここについては明記させていただきます。

（加藤会長）

そうした方がいいと思います。個人情報等あるいは利害関係ということもかなり関係しますので，資料ほか事前配付資料等についても制限があり，これはよろしくお願いいたしますということだと思いますが，ほかになければ，この議題３番目についてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは，議題の４番に移りたいと思いますが，先ほどこの会議の冒頭で述べましたように，これ以降の議題につきましては，傍聴人の方につきましてはご退席いただきたいと思います。お願いいたします。

それから，選定にかかる利害関係にある委員につきましても，退席いただくということですが，委員の皆様の中で利害関係者の方はおられますか。それではお願いいたします。

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　以下，非公開　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－